

第26回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年7月21日(木) 午後3時55分から午後4時55分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員(15名)

会長	15番	内田紀吉		
委員	1番	白石敏雄	2番	鈴木英子
	3番	齋藤典子	4番	和氣操
	5番	格和薫	6番	大島正良
	7番	平久井順一	8番	増渕由男
	9番	渡邊浩正	10番	永島誠一
	11番	齋藤好友	12番	石下福一郎
	13番	八木澤寛夫	14番	柳田実

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 非農地証明願いについて
- (6) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- (7) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	津久井 保
局長補佐	坪山好治
副主幹	高塩康幸

8 会議の概要

内田会長

本日は、ご苦労さまです。

本日は、出席委員が15名であり、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

それでは、ただいまから第26回矢板市農業員会総会を開催します。

議 長

(内田会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。

それでは、5番格和委員、10番永島委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、5番格和委員、10番永島委員を議事録署名委員といたします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。(議案書により説明)

議案第1号は、現地を買い受けて、経営規模拡大のため申請した案件であります。議案第2号は、規模拡大のための申請ですが、申請者の農地は矢板市以外で相対で借りているため、農地台帳上は耕作面積0であります。議案第3号は、申請地を交換することで、隣接する自己所有地との一体的な経営が可能となるため申請した案件であります。議案第4号は議案第3号との交換用地とするため申請した案件であります。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第1班、班長13番八木澤委員にお願いします。

13番八木澤委員

委員番号13番の八木澤です。本日午前9時30分から、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法第3条を4件、農地法第4条を1件、

農地法第5条を3件、非農地証明4件、農用地区域の除外1件、の計13件の現地調査を実施いたしました。何ら問題ないと見て参りましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、13番八木澤委員にお願いします。

13番八木澤委員

13番の八木澤です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、耕作している状態でありました。何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。それでは、次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、同じく13番八木澤委員にお願いします。

13番八木澤委員

13番の八木澤です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、荒廃農地となっております。問題はないと見ましたが、この後、別途事務局の説明があるとのことなので、その後ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。それでは、次に議案第3号の現地調査の詳細な報告と、第3号議案と関連のある第4号議案の詳細報告も、一括して8番増淵委員にお願いします。

8番増淵委員

8番の増淵です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、譲受人の自宅のすぐ脇で、譲受人が所有地する隣接地と一体として既に耕作しており、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。また議案第4号については現地案内図の4ページをご覧ください。詳細な位置は、目標物がないため分かりづらいですが、交換ですので特に問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。それでは、先程の議案第2号について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

この申請者は、農地を相対で借りているため、現在農業者にはなっておりません。よって、新規就農扱いになります。そこで、農地を買い受けるに当たり、実績や信用の面でどうかということになりますが、

現在農地を借りている隣接町の農業委員会から情報をいただきました。毎週東京から来て、農業委員会会長の指導を受けながら作業をしているとの確認が取れました。また、同様の3条申請案件が隣接市であり、更には、この申請者と一緒に作業をしていた方がその申請をしたとのことでしたので当該市農業委員会に確認したところ、許可になったとのことでした。その他、事業計画は以前確認してもらったとおりであります。

議 長

事務局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑・意見等がありましたらお受けします。

6 番大島委員

(新規就農者扱いであるため) 農地法的に問題は?

事務局

新規就農の際の耕作面積の条件である50aはクリアされており、農業委員会の許可さえあれば問題はないと思われます。

議 長

他にございませんか。

(ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第1号から第4号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(3) 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定についてを議題に供します。では、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。(議案書により説明)
議案第5号は喫茶店用地として使用するため申請した案件であります。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、13番八木澤委員にお願いします。

13 番八木澤委員

13番の八木澤です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、木幡の区画整理地内であり、何ら問題ないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは

議案第5号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(異議ありませんの声有り)

議 長 議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長 異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件
(4) 議案第6号から第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定についてを議題に供します。
では、事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の3ページをご覧ください。(議案書により説明)
議案第6号は工事発生土埋立用地として使用するため申請した案件であります。議案第7号は一般住宅用地として使用するため申請した案件であります。議案第8号は建売分譲用地として使用するため申請した案件であります。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、8番増淵委員にお願いします。

8番増淵委員 8番の増淵です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、1度同様の許可を受けており、何ら問題はないとみました。
ご審議をお願いします。

議 長 次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木委員 2番の鈴木です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、すでに農振農用地の除外許可を受けており、何ら問題はないとみました。ご審議をお願いします。

議 長 次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、13番八木澤委員にお願いします。

13番八木澤委員 13番の八木澤です。現地案内図の8ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、木幡の区画整理地内であり、現況は草木が生い茂っている状態です。何ら問題ないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第6号から第8号について、これより質疑に入ります。ただいま事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

議案第6号から第8号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(5) 議案第9号から第12号 非農地証明願いについてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の4ページをご覧ください。(議案書により説明)
議案第9号は、宅地の一部として利用してきた案件です。議案第10号は、隣接地への進入路として使用していた案件です。議案第11号は、(議案第10号の進入路を使用する)宅地として利用している案件です。議案第12号は、すでに山林、工場となっている案件です。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員をお願いします。

2番鈴木委員

2番の鈴木です。現地案内図の9ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

この土地は、長年の間、宅地として管理されており、農地に戻すのは無理と見ました。皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。続きまして議案第10号と議案第11号は関連がありますので、一括で報告願います。現地調査の詳細な報告を、8番増淵委員をお願いします。

8番増淵委員

8番の増淵です。現地案内図の10ページをご覧ください。

この土地はすでに40年以上宅地とその進入路として利用してきました。農地に戻すのは困難と見ました。皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。続きまして議案第12号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木委員

2番の鈴木です。現地案内図の11ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

この件に関しては、公図の問題等があり、事務局の説明を聞いた上での審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、先程の議案第12号について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

【航空写真参照】申請地については、申請者が主張している箇所と公図に記されている箇所が違います。そこで、そういった場合の扱いについて、どうすべきかを大田原法務局の登記官に確認したところ、あくまで公図の位置でないと地目変更の許可をしないとのことでした。現地を確認したところ、公図の位置でも農地でない上、申請者が主張している箇所においても農地ではありませんでした。申請者が主張している土地の所有権を主張する人もいないため、それを踏まえて申請を受付けることとしました。もし、公図混乱で、地番が公図のどこにも出てこない土地が申請地でしたら、この申請は受付けておりません。

議 長

現地調査の報告、事務局説明が終わりました。それでは議案第9号から第12号について、これより質疑に入ります。ただいまの当番委員と事務局の説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

5番格和委員

議案第12号について、場所が特定できない農地に対して非農地証明を出して、問題はないのでしょうか？公図の位置だと、土地所有者は別の人となるわけですね？

事務局

むしろ、場所が特定できない土地は農地台帳から削除した方が、後々に問題は生じないと思われます。また、公図上で非農地となった土地と、申請者が主張している土地については、公図の混乱を解消するため、所有者が必要に応じて、土地家屋調査士を雇って地図訂正をすることとなり、特に問題はないと思われます。（土地に関する何らかの紛争が生じた場合において、農業委員会に責任はないという意味で）

議 長

他にございませんか。

（異議ありませんの声有り）

議 長

議案第9号から第12号について、原案のとおり決定してよろしいかお

諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続きまして、同じく付議事件(6) 議案第13号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の5ページをご覧ください。

【議案第13号を議案書をもとに朗読】

議案第13号は、駐車場設置のため、農用地区域の除外を申請した案件であります。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第13号の現地調査の詳細な報告を、8番増渕委員にお願いします。

8番増渕

8番の増渕です。案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地の状況や、変更理由から除外はやむを得ないと思いました。以上です。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第13号について、これより質疑に入ります。ただいま事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

議案第13号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続きまして、付議事件(7) 議案第14号から第17号 農用地利用集積計画に係る意見決定を議題に供します。では、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の6ページをご覧ください。

【議案第14号から第17号を議案書をもとに朗読】

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第14号から第17号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議長 議案第14号から第17号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
以上で、本日の審議事項を終了することができました。
その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

議長 それでは以上を持ちまして、第26回農業委員会総会を閉会いたします。
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

内田 紀夫

議事録署名委員

格和 薫

議事録署名委員

永島 誠一